

北消監公表第1号

令和5年度北はりま消防組合定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行したみだしの監査結果は次のとおりであり、同条第9項の規定により公表する。

令和6年1月24日

北はりま消防組合

監査委員 棚 倉 和  
同 丸 岡 弘



北消監報第2号  
令和6年1月24日

北はりま消防組合議会議長  
北はりま消防組合管理者様  
北はりま消防組合公平委員会

北はりま消防組合  
監査委員 棚倉和久  
同 丸岡弘満

令和5年度北はりま消防組合定期監査結果報告書の提出  
について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行したみだしの定期監査について、同条第9項の規定により結果報告書を提出します。

令和5年度

定期監査結果報告書

北はりま消防組合監査委員

## 1 監査の対象

消防本部 消防部 総務課、企画財政課、予防課  
警防部 警防課、救急課、情報管理課  
消防署 西脇消防署、西脇北出張所、多可出張所、  
多可北出張所、多可南出張所  
加西消防署、加西南出張所、加西北出張所  
加東消防署、東条出張所

2 監査の期間 令和5年12月12日から令和6年1月15日まで

3 監査の期日等 令和6年1月15日  
(関係職員の出席を求め、聴取等を実施した日)  
西脇消防署3階大会議室

## 4 主たる監査項目

- (1) 担当別業務及び人員配置状況
- (2) 歳入歳出予算の執行状況
- (3) 主要契約の執行状況
- (4) 補助金・交付金及び負担金の交付状況
- (5) 懸案事項又はリスク

## 5 監査の要領

監査の実施に当たっては、全部署を対象とし、主たる監査項目に係る関係資料及び関係書類・台帳等（予算執行に係るものは令和5年10月末時点）の提出を求め、監査時点までの各事務事業等の説明を受け、質疑応答の方法で実施した。

## 6 監査の着眼点

監査資料として提出を求めた「懸案事項又はリスク」について、その実情及び今後の対応等の説明を求め確認した。

## 7 監査の結果

あらかじめ提出を求めた所定の監査調書に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果、各部門とも所管の事務事業については、監査した限りにおいて適正な予算執行がされていると認められた。

- (1) 担当業務及び人員配置状況等について確認したところ、各消防署で現在は年齢バランスが取れているが、今後決まっている定年延長に対する対応を考えなければならないとの説明を受けた。

- (2) 本部事業のうち人事評価研修委託料について内容を確認したところ、2月～3月に全職員を対象とするハラスメント研修を実施する予定であるとの説明を受けた。

また、加東署事業における事務用品備品購入費からの流用について内容を確認したところ、それぞれ水中ポンプと保冷剤用の冷凍庫が破損し、急遽購入したものであるとの説明を受けた。

- (3) 各部署の「懸案事項又はリスク」では様々な事項がある中で、定年延長に係る対応について、定年引上げという大きな職場環境の変化を踏まえ、消防力の維持・確保と高齢期職員を活用した体制整備を図るとともに、定員管理における採用課題等についても協議検討を重ねていくとの説明を受けた。

また、各種認定救命士の養成については、救急活動をしながら積極的に取り組まれており、実働救命士78名の確保に向けて北はりま消防組合救急救命士養成計画（案）を策定中であるとの説明を受けた。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行したものの、能登地震被災地への職員派遣等、各部署とも対応に苦慮されているところである。今後も、地域住民の生命、財産を守ることをはじめ、職員のスキルアップを図るとともに、健康面においても十分留意され、効率的で適正な予算執行に努め、より一層業務運営に尽力されたい。